

知的財産推進計画 2004（知的財産訴訟検討会関連項目抜粋）

（2004年5月27日 知的財産戦略本部決定）

紛争処理機能を強化する（第2章 . 4 .）**(1) 知的財産高等裁判所（仮称）に期待する**

裁判所における専門的処理体制の充実強化のため、2003年に改正された民事訴訟法により、知的財産事件の東京・大阪地裁、東京高裁への集中が図られるとともに、専門委員制度が導入された。さらに、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う体制を名実ともに整えるべく、知的財産高等裁判所設置法案が2004年通常国会に提出されている。また、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化を図る裁判所法等の一部を改正する法律案も2004年通常国会に提出されている。これらの法案が成立した場合には、知的財産高等裁判所において、知的財産や技術に精通した専門人材を活用し、経済社会の実態にあった運用を行うなどの各方面の期待に応え、より一層適正・迅速な裁判を実現することが望まれる。

(2) 証拠収集手続を拡充する

）知的財産関連訴訟における証拠収集手続の機能を強化するため、秘密保持命令、書類提出義務の有無に関する非公開審理手続、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の規定を導入すべく、裁判所法等の一部を改正する法律案が2004年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、2004年度は、これらの手続が活用されるよう周知を図る。

（司法制度改革推進本部、法務省、文部科学省、経済産業省）

）また、2004年度から、刑事訴訟における営業秘密の保護の在り方について、憲法上の公開原則にも配慮しつつ、産業界等のニーズを調査する。

（経済産業省）

(3) 特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する

特許権等の侵害と権利の有効性をめぐる紛争の実効的解決のための制度を整備すべく、裁判所法等の一部を改正する法律案が2004年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、2004年度から、この制度を円滑に運用するため、以下の措置を講ずる。

）侵害訴訟と特許等無効審判の連携をより円滑化するため、審判合議体が必要に応じて侵害訴訟における特許等の無効に関する抗弁資料を入手することや審判の当事者に侵害訴訟関連情報の積極的な提供を要請すること等により、侵害訴訟との進行調整を充実させる。

）侵害訴訟係属中に請求があった特許等無効審判及び訂正審判については、早期に審理する対象とする。

（法務省、経済産業省）